平成２５年（フ）第１９９号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納107番地
債務者　前田　春美
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２００号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納107番地
債務者　前田　勝男
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２０号
沖縄県沖縄市高原１丁目８番40号　２Ｆ
債務者　浦崎　政市
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３２号
沖縄県沖縄市照屋４丁目９番14号
債務者　新里　敏正
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第８５号
栃木県日光市吉沢576番地１
債務者　小出　典夫
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９１号
栃木県宇都宮市横山３丁目１番７号、前住所栃木県宇都宮市細谷町756番地65　ニューウィングＳＨＩＯＹＡ202
債務者　松尾　保典
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１８号
栃木県宇都宮市下栗町843番地１　フローラ大塚壱番館305
債務者　渡邉　知佳（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８１１号
千葉県千葉市稲毛区萩台町18―２―109
債務者　増島　裕司
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１２号
東京都新宿区西落合１丁目20―18―210
債務者　吉田　秀一
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１３号
東京都足立区加平１丁目21―10―302
債務者　坂田　勇樹
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１４号
神奈川県茅ヶ崎市本宿町３―18―108
債務者　岸田　惠子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１５号
東京都調布市若葉町２丁目９―24―201
債務者　竹之下憲司
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１６号
神奈川県川崎市幸区神明町２丁目９―16―102
債務者　谷田部　剛
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１７号
埼玉県幸手市大字下吉羽99―１―103
債務者　首藤　哲也
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１８号
神奈川県川崎市中原区上小田中２丁目７―25―114
債務者　進藤　理沙（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部